

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

（令和 8 年 6 月 8 日 午前 9 時 45 分）

●議長（酒井 聡） おはようございます。お疲れ様です。

ただいまの出席議員は 12 名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。なお、荒井代表監査委員から欠席届が提出されております。また、落合選挙管理委員長から遅参の届出が提出されております。

●議長（酒井 聡） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

●議長（酒井 聡） 日程第 1、通告による一般質問を行います。

通告の 6 佐藤武雄議員。

- 1 公園の在り方について
- 2 野尻湖の外資取得の土地について
- 3 指定管理者制度について

議席番号 7 番、佐藤武雄議員。

◆7 番（佐藤武雄） おはようございます。本日は公園の在り方についてまず 3 点ほど伺いたいと思います。町内の公園、国立公園内には「水戸口公園」、そして「親水公園」があるわけでございます。そして公園以外では「小丸山公園」というものがあります。ただの公園といっても、いろいろな機能が備わっているわけでございますが、現在の状況とまた基本的な考えを伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 改めましておはようございます。それではただいまいただきました、佐藤武雄議員からの質問にお答えいたします。本町におけます町有の公園につきましては、信濃町公園の設置及び管理に関する条例というものがございまして、その第 1 条、第 2 条 2 の規定に基づきます公の施設として管理しているものでございます。町有の公園は 5 つございます。まず佐藤議員ご指摘のと通りの「野尻湖親水公園」、これはもともと東京大学の寮であった跡地かと思えます。それから 2 点目として「水戸口公園」、それから 3 点目として「水生植物園」、これは道の駅しなの隣接する北側に設置されている公園でございます。それから「一茶ふるさと広場」、これは黒姫駅の隣接地でございます。それから「いこいの広場」、これは黒姫駅の西口の公園でございますが、これの 5 つの公園を町有として設置しております。これらは町民の皆さんに憩いの場を提供し、保健および休養に資することを目的とするところでございます。また、町内における公園整備

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

及び管理の基本的な考えといたしましては、住民の皆さんの健全な憩いの場の確保、そして子育て環境の充実といった生活環境の向上に加えまして、本町の豊かな自然環境を生かした観光地域振興への貢献寄与というような 2 つの側面を重視いたしまして、適正な維持管理に努めているところでございます。また、国立公園の内側そしてまた外側というような区分けをもって、現状、そしてまた今後の管理方針について申し上げますと、本町の町域の約 75 パーセントを森林が占め、さらにその主要な山岳・湖沼地帯が妙高戸隠連山国立公園に指定されているという、ほかに誇るべき特性、を有していることを踏まえまして、国立公園の内側に位置する公園または広場につきましては、その自然景観との調和を図るとともに、環境省や長野県といった関係機関との緊密な連携に基づいた適正な管理が求められているというふうに認識しております。その一方で、国立公園の区域外にある、例えば、「ふれあい広場しなの」などにつきましては、主として町民の皆様のスポーツやレクリエーション、健康増進の場といたしまして、町独自の計画的な維持管理運営に努めているところでございます。今後につきましては、人口減少が進行するという社会情勢の中ではございますけれども、これらの公園施設が町外から訪れる人々を惹きつける貴重な観光資源として、あるいは地域のコミュニティ拠点としての機能が持続的に発揮されますよう、適正な管理運営に取り組んでまいりたいとそのように考えているところでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） いま、町長がおっしゃられましたが、「小丸山公園」は県の関係なのですかね。この辺の位置づけはどうなってますでしょうか。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 一茶記念館の周辺については、柏原町区の所有維持管理というようにな形になっております。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 維持管理はボランティアの皆さんがやられているということで大変にありがたいと思っております。それでは野尻湖周辺の中の「水戸口公園」、「親水公園」の規制なんかはどういうふうになってますでしょうか。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 国立公園に指定されている区域の公園についてでございますけれども、「水戸口公園」及び「野尻湖親水公園」につきましては、町条例に基づく公の施設で

あると同時に妙高戸隠連山国立公園の区域内に位置するということから、町独自のルールに加えまして、国の法律という二重の規制を受ける、そういった区域になっております。まず町の公園管理条例におきましては、公園施設の損傷、竹木の伐採、土地の形質の変更あるいはごみの投棄、そしてまた指定区域内への車両の侵入などを一律に禁止しているところでございます。また、国立公園に指定されているということでありますので、環境省が定める公園計画に基づいて自然環境を保護するための利用の制限などが適用されております。当町においては、黒姫山そしてまた野尻湖周辺は 1956 年（昭和 31 年）7 月 10 日に上信越高原国立公園に追加指定され、その後 2015 年（平成 27 年）になりますが、この 3 月には全国で 32 番目となる妙高戸隠連山国立公園として分離・独立する形で現在に至っておりますけれども、指定区域内における行為に対しては、引き続き一定の制限が設けられております。規制の対象となる行為の例を申し上げますと、工作物の新築・改築・増築、そしてまた先ほども申し上げました木や竹の伐採、あるいは鉱物・土砂の採取、また、湖の周辺から 1 キロメートルの範囲内において、その水域に汚水排水施設を設けて排出すること、あるいは屋根・壁・塀などの色などが規制の対象となっているということでございます。なお、許可申請に係る事務手続きにつきましては、環境省が窓口になっているということでございますので、具体的な案件事案に対する取扱いなどについては、事前に協議をいただいて、その内容が許可に対応できるものなのかどうかをご確認いただくことが一つ必要なのかな、というふうに感じているところであります。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 今の規制のことで詳しくお聞かせいただきました。それでは、環境省ということで自然公園法に則って、自然と親しむための利用施設を整備することということになっていると思うのです。それでまず「水戸口公園」の以前からも質問しました、あずまやは、これももう数年経っていると思うのですね。それから 2 月というか 3 月に、「親水公園」のトイレと駐車場の整備ということも可決されておりますので、その辺の今後の整備の考えを伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただいまいただきました、野尻湖周辺の公園の整備ということでございます。「水戸口公園」及び「親水公園」の再整備につきましては、各施設に設置されているあずまやであったり、あるいは設置されていないトイレであったりということに関して、議会の皆さん、そしてまた町民の皆様からも様々な要望をいただいているところでございます。今後は、それぞれのご要望の内容にできる限り対応できるよう取り組んでまいりたいかと思いますが、先ほども申し上げましたように、国立公園地に指定されている区域においてはそれぞれ制限もございますので、その制限の範囲内でできるこ

とはやっていきたいと思っております。また、信濃町では今年、昨年からいろいろ取り組んでいるのですが、ネイチャーポジティブということで、自然環境を今後とも継続的に維持、そしてまず保全していくということを一つの政策の柱に据えていきたいということもあります。また、JR は来年デスティネーションキャンペーンということで、長野県を一つのメイン会場としたキャンペーンを年間を通じてやるということもありますので、そういった流れを汲みながら私どもとしてできることをやっていく、そんなふうを考えております。加えて、今年から宿泊税ということで県の取組として始まるわけですが、これを財源とした事業も立ち上げる可能性もあるのかな、というふうに感じております。いずれにしても、これまでと同じ対応というわけにはいかないであろうと、インバウンドのこともあつたりする中で信濃町らしい整備のあり方を研究していきたいと考えております。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 今の町長の思いも伺いましたので、半年や一年でできる話じゃないので、この先もそういう考えでなるべく継続してこの今の立場を維持していただきたいと思います。それでですね、この「緑・水・風の空間」の施設があるわけですが、「親水公園」という名前があそこにはないのですが、これは何て言うでしょう。環境省とのこととか国交省とかにいろいろあると思うのですが、その辺の看板の設置ですね、その辺は何か規制とか、あえてしないとか、「水戸口公園」と「親水公園」はちょっと何て言うのだろう、施設の事実像が違ふとか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 野尻湖の親水公園の関係で、現地の看板等に公園の名前がないといったようなご指摘かということでございます。それについては、細かい部分については、ちょっとまだ確認の方でございませんで、また後ほど確認の方をさせてもらえればというふうに思っております。場合によってはですね、国立公園内の規制等の中で認定の関係もあるかと思っておりますけれども、いずれにしても確認させてもらえればというふうに思います。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それではですね。次に野尻湖の外資取得の土地について伺いたいと思います。取得周辺には、町有野尻湖棧橋、第 1、第 2、第 3 があるわけです。そこまでのつなぎの道路というのはおそらく赤線か何か町にはあると思うのですが、青線、赤線その辺の占用許可も含めて伺いたいと思います。

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） それではお答えいたします。はじめに赤線、青線の定義でありますけれども、これについて少しご説明させていただきますと、明治時代に公図が作成された際に、すでにその時点で道として利用されていた土地を赤線、そしてまた河川や農業用水となっていた土地を青線というふうに呼びまして、ずっと国有地という扱いであったわけですが、地方分権一括法という法律のもとで、平成 13 年から 16 年にかけて、国から町に無償で譲り受けた形になっております。そしてまた、これらをまとめて法定外公共物というふうに呼んでおります。また、この法定外公共物を利用する際には町の許可が必要となります。また先ほどありました野尻湖畔の土地の流動化に関しまして、これの該当区間に隣接する法定外公共物については、占用申請が一箇所なされているところでございます。今後につきましては青線である水路が現状として使用されているかどうか、あるいは赤線である道路敷が用途廃止できるものなのかどうかなどについて調査をさせていただき、占用あるいは払い下げ等の要望があれば協議に応じてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 現在バリケードとまでは言いませんが、囲いがされていて通る道がほとんど一般の人は通れないような状況になっていますので、またこの場でなくてもいいのですが、また伺うときがあればちょっと公図というか、教えていただければと思います。それではその開発のですね、高さとか広さの計画など、もし答えられる範囲内でお答えいただければと思います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 当該区域内における事業計画については、私どもまだ内容をお聞きできておりません。そういった中ではありますけれども、現時点で仮に開発事業が行われるというようなことがあれば、規制の内容を示しながら整理していただこうかな、というふうに考えておりますが、その規制の内容でありますけれども、信濃町町内において面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為を行う場合には、都市計画法の規定に基づきまして県知事の許可が必要となります。先ほど申し上げましたように、今回取り上げてそれは一つのハードル、乗り越えるべきハードルであるというふうに認識しております。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは、その周辺の県道、町道の整備計画などはあるのでしょうか

か。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 道路についてですけれども、私どもの方で承知している範囲内でお答えいたしますが、隣接するあるいは接続する道路といたしましては、町道が第 3 栈橋線という名前がついております。第 3 栈橋線、第 2 栈橋線、湖畔道路線というような名称がついているところが関連してくるのかなと。それから県道でございますが、古間停車場野尻線という湖畔道路ですけれども、それが該当いたします。町道に関しましては、現時点において整備等の計画は持ち合わせておりませんけれども、陥没あるいは破損等があった場合には適宜補修してまいりたいというふうに考えております。また、県道に関しましては都市計画道路にも当たっておりますので、該当区間につきましては整備費も結構莫大なものになるのかな、というふうに想像しておりますけれども、私どもの方からまた要望等を上げたといいたしましても、計画策定、それから用地の取得、その上で工事着工というような流れになりますので、相当な時間を要するのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） いろいろな計画が今後進んでくると思いますが、分かり次第また我々にお知らせいただき、もちろん町民もですがお知らせいただきたいと思います。

それでは指定管理者制度についていくつか考えたいと思います。地方自治法 204 条 2 第 3 項以降の公の施設に関しまして、町そして受託する業者がこの指定管理制度を本当に理解して受託、また町側も指定管理制度というものはどういうものかということを両者とも周知徹底していないといろいろなトラブルが起こると思うんですが、その辺の周知徹底はどうかされているか伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 指定管理者制度についてのご質問でございます。指定管理制度につきましては、指定管理者を募集する際に告示いたします募集要項の中で制度の内容を明示している、そういったことになっております。また、募集期間中にあっては、指定管理者として応募を予定している団体や企業を対象に説明会を開催し、制度の詳細を事前に説明させていただいているところでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは、指定管理者と委託契約との違いを伺います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 指定管理と業務委託の違いということでありますけれども、指定管理者制度は、公の施設を効率的かつ効果的に管理運営するため、地方自治体が民間事業者管理に管理権限を委託するというものでございます。また、指定管理者になったものは、施設の利用者から使用料を徴収することができる。そしてその収入をもって施設の管理運営を行うという、そういう権限が付与されております。その一方で、業務委託契約では特定の業務だけを外部に委託する形態ということでありまして、施設の管理権限や収入の取扱いが自治体が直接対応すると、そういった違いがあるということでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 今の質問に引き続きまして、指定管理者の自主事業ですね。これは管理以外の二次的なものだと思うのですが、その辺の違いをちょっと伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 指定管理者が行う自主的な事業についてのご質問でございます。この自主事業につきましては、その施設の利用促進あるいは住民サービスの向上を目的としたものが主体となりますので、町といたしましては、その内容が施設の目的に合致しているものかどうかを確認するため、指定管理者の応募時や運営計画を提出いただいた際に、事業内容を明確に記載した計画書あるいは運営情報をご提出いただいて、その内容が施設の目的に合致しているかどうかを精査させていただいた上で、それでまたその内容を相互に確認した上で判断をさせていただいている、というわけでございます。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） この自主事業は管理以外ということは、例えばイベントをやるイベントのときは業者として目的外使用になる。こういう場合の例えば、町との許可、町の許可、そして教育委員会の許可。こういうものが要だと思うのです。それで以前ももうだいぶ前ですが、1 年中指定管理のこと質問したことがあるのですが、協定書を結んでですね、協定書を結ぶとその利益は指定管理を受託した業者に帰属するというようになっていたと思うのですが、その辺の考えをお聞かせください。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

■総務課長（柄澤 豊） ちょっと具体的なところまでは資料を持ち合わせておりませんが、ただそういった自主事業については今ほど町長が申し上げたとおり、町と指定管理者の協議の上決定をして、協定等締結しまして実施しているものというふうに認識をさせていただきます。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） いま、総務課長が申したとおりだと私も思います。それでは現在指定管理者の施設「ふれあい広場しなの」これはシダックス大新東ヒューマンサービスが、昨日同僚議員も質問しておりました。それから「道の駅しなの」これはふるさと振興公社、そして「陸上競技場」は合宿誘致アンドリージョナルプロモーションしなの合同会社、それから「矢保利」がネイチャーサービスですか、となっておるわけなのですが、この教育委員会の方へは通告はありませんが、「ふれあい広場」これもだいぶ老朽化してですね、施設の利用者といいますか、大変減っているのではないかと考えております。妙高にスポーツ施設ができてだいぶそちらの方へも行っているような状況なのですが、もし答えられればいいのですが、この間も何か新聞広告に載っていましたし、時間を短縮して営業していると言いますか、そういうことも以前は言われておりましたが、その辺のこの先の考えをもし答えられれば伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） あらかじめ、佐藤議員、通告の相手方外ですね。どうですか。では小林教育次長。

■教育次長（小林義尚） それではふれあい広場の指定管理について、答えられる範囲でお答えできたということをお願いいたします。平成 25 年から指定管理者制度をふれあい広場については導入をしておりまして、現在、いわゆるシダックス様と協定を結んでおります。3 年間にわたる協定となっております、現在、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までということで、今年度末までの期間の指定管理を 3 年間で行っております。協定の中で、料金については条例で定められておりますので、その条例の範囲の中での料金の徴収ということを行っていただいているところでございます。利用者については、年々、コロナの関係もありまして利用者の人数というものは減少している傾向にあります。これから次の指定管理が終わってしまうということもありますので、今月 6 月 28 日、日曜日に、町民の方たちと一緒に現状の説明をした上で、「ふれあい広場」をどのようにしていったらいいかというようなことでの懇談会を予定しながら、今後の次の指定管理をどうしていくかということを検討していくという、そういう状況でございます。以上でございます。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

◆7 番（佐藤武雄） この指定管理の施設ですね。これ公の施設ということなのですが、行政財産、そして普通財産のところもあると思いますが、特に「道の駅しなの」など、ふるさと振興公社ですね。これは第三セクターで町が半分以上株を持っているというような話もありますが、「いっさっさ」はですね、土産とか物販をやられている。この辺の普通財産と行政財産の区割りはどうなっていますでしょうか。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） 現在、指定管理の固有財産等々の分けでございますが、公の施設ですね。一般的な面で申し上げますが、町のこういう財産については、普通財産と行政財産に分類されるわけでございます。普通財産については、貸付け、交換、売払い等もしくは出資の目的とし、または私権を設定することができる財産というふうになります。行政財産は、普通公共団体において、公用または公共用に供する財産となります。行政財産のうち、公共用財産の中に、公の施設が分類をされるわけでございます。指定管理者制度はこの公の施設を対象としています。公の施設は、住民の福祉増進を目的として設置された施設を指し、公共性が高い施設運営を前提としています。この分類による施設は利用対象や用途が条例により規定されており、施設の目的や管理の方法が明確に定められているわけでございます。一方、普通財産は、地方自治体が所有している財産のうち、公的な用途に供されることを前提としていないものを指します。普通財産については、特定の公共目的を持たないため、指定管理制度の対象とはしておらないというものでございます。道の駅の土地につきましては、柏原町区の土地をお借りする中でやっておりますけれども、それは町と柏原町区が契約を締結しまして、それで行っているものでございます。第三セクター的な要素がございまして、そういった中で「有限会社ふるさと振興公社」というようなことで、それについてはまたその定めの中で、定めの中でと申しますか、契約を結ぶ中で実施をしているものでございます。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） この第三セクター、「信濃町ふるさと振興公社」ですね。これ、町が 50 パーセント以上保有しているというのは答弁できますでしょうか。

●議長（酒井 聡） 通告外ですけどいけますか。小林副町長。

■副町長（小林義之） 振興公社につきましては、今現在 1,100 万円ほど町が出資をしておりますので、50 パーセント以上の出資をしている第三セクターになるものでございます。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

◆7 番（佐藤武雄） 50 パーセント以上というのは、特に問題ないと理解してよろしいでしょうか。

●議長（酒井 聡） 小林副町長。

■副町長（小林義之） 第三セクターについては特に法的な根拠がないのですが、一応 50 パーセント以上の出資をしているものについては、地方自治法で決算、予算内容、事業計画などについて議会に報告することになっておりますので、9 月には状況について報告をさせていただきたいというふうには考えております。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 特に問題はないということでよろしいでしょうか。

●議長（酒井 聡） 小林副町長。

■副町長（小林義之） 法的には問題はありません。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは黒姫陸上競技場とそれから保養地ですね。これ陸上競技場はわかります。でも、保養地の何と言うのでしょうか、公の財産というか、公の施設ではないと思うのですがこの辺の考え方を伺いたいと思います。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 当町が管理する黒姫保養地において、指定管理制度を導入し、個別の見回りや鍵の保管などの業務を含めて委託をしていることの公の施設としての妥当性といえますか、そういったようなご質問かというふうに思います。本施設につきましては、地方自治法第 244 条に定める住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に寄与するものとして条例に位置づけて、適正に管理を行っております。町といたしましては大きく 3 つの理由につながるといった部分の中で、公の施設として指定管理を出しているといった部分、第一に別荘地全体の環境保全と地域の防災、治安維持という観点でございます。別荘地は、所有者が常時滞在しない不在地主の割合が高いという特殊性がございます。もしこれらの管理を完全に個人の自己責任や民間の任意契約に委ねてしまった場合、これらの管理を怠る区域が少なからず発生し、立木の倒木による道路の遮断、火災や盗難の未然防止の遅れ、さらにはし尿処理の不備による環境汚染などが

危惧されます。第二に、町による適正な財産管理と公平性の担保でございます。本保養地につきましては、管理料を町が直接歳入として徴収し、それを原資として指定管理料を支払う仕組みをとってございます。行政が条例に基づき公権力を持って管理料の徴収管理を一元的に行うからこそ、不払いに対する適切な督促や利用者間の公平な負担が担保されます。第三に、関係人口の創出と 2 地域居住の促進という地方創生の観点でございます。地方自治法における住民の利便性のみならず、当町を定期的に訪れ滞在される別荘所有者の皆様は、地域経済を支える重要な関係人口であり、観光人口でございます。生活物資の安全や鍵の保管、単なる利便性の供与にとどまらず、都会からの来訪者が安心して当町に滞在・往来できるといったことでございますので、これを踏まえまして、当該施設保健休養地を公の施設として位置づけして、管理制度によって包括的に適正に管理することは、当町の安全環境、そして将来の地域活力維持において相応しく、また必要不可欠なものであるというふうに考えてございまして、公の施設として指定管理制度の方を導入しているという結果でございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 保養地ですね。これは公の施設と位置づけること自体が大変難しいと思うのです。これは指定管理から切り離して業務委託管理にすればいいんじゃないですか。これ、指定陸上競技場、それから農村広場を受託した業者に業務委託管理をしてもらえばいいのではないかと思います。これ一緒にするというのは大変無理があると思うのです。今、いろいろ関係人口とかいろいろなことは言われましたが、最初の出だしが県かどこかに町が任されたという経過があるのではないですか。それってちょっとこれ、公の施設に結びつけるには大変厳しいことがあるのではないかと思います。その辺、もし答弁はできなければまた今後考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 先ほど総務課長の方からも答弁がありましたけれども、一応行政財産、公用財産と公共用財産に分かれまして、公共用財産の中に公の施設が含まれるといったことでございます。こちらにつきましては、平成 20 年当時から指定管理制度に伴いやっておりまして、議員のご指摘であります。そもそも公の施設としてはふさわしいのかといった点につきましては、検討させてもらえればというふうに思っております。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） それでは最後になりますが、指定管理者がシダックスの場合は継続で

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

きていますし、黒姫の陸上競技場とその保養地がなかなか落ち着かないような状況になっているのですが、この辺の町の引継ぎ体制ですね、この施設とか備品のその辺きちゃんとできていると思いますか。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） 指定管理の関係についてはいろいろございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、円滑な業務が引継ぎが行われることを確保するため、町では指定管理者と基本協定及び年度協定を締結します。これらの協定には、備品管理や施設の維持管理に関する具体的な事項の取り決めをしております。備品管理については適正に管理いただくとともに、一定金額を超える修繕や更新については町と指定管理者の協議の上、適切な対応を決定することとして運用をしています。また、施設の老朽化への対策として定期的な報告により維持管理の状況を確認し、必要に応じて更新計画や修繕計画の策定を進めています。町としても施設利用者の安全と快適を確保するために、町と指定管理者が連携した維持管理体制を構築し、施設の適切な運営を維持するとともに、次の指定管理期間における円滑な引継ぎにもつながるように努めているという状況でございます。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 今年ですね、今年か、今年じゃないですね。もうちょっと前ですから、あの保養地のお客様から訴えられて、振興局が 10 万円、町が 50 万円を負担したと。これ、指定管理を受けたその受託業者を町の損害賠償保険に、今年だったら 3 月だから 4 月から保険を入れて、受託業者の負担がないようにした方がいいと思うのですがその辺の考えはいかがでしょうか。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 保健休養地におきまして、所有する方から町が管理委託を受けてその管理を受けた契約に内容に沿ったものがされていなかったといった部分のご指摘があって、昨年一応賠償責任を応じて町が支払った。併せまして、当時指定管理を受けていた受託者である者についても一定の負担をいただいたといった経過がございます。それにつきまして今言った総合賠償責任的なものですね、保険にちょっと未加入だったといった点もございますので、この 4 月に新たな業者が更新で今取り組んでおりますので、その辺の経過も踏まえましてですね、再度協議等を行わせてもらえればというふうに思っております。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

◆7 番（佐藤武雄） ということは、町の損害賠償保険にその指定管理者を入れるという前向きな言葉でよろしいですか。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 基本的には指定管理者である者が保険に入っていていただく、といったことが基本となっております。以上です。

●議長（酒井 聡） 佐藤議員。

◆7 番（佐藤武雄） 私は違うと思いますが、今の答弁は答弁としておきます。以上で、私の一般質問を終わります。

●議長（酒井 聡） 以上で、佐藤武雄議員の一般質問を終わります。この際 10 時 50 分まで休憩いたします。

（終了 10 時 39 分）